公立小松大学フィジカル・ウェルビーイング研究センター規則

令和８年 10 月１日
規則第 26 号

（趣旨）

第１条　この規則は、公立小松大学学則第４条第４項及び公立大学法人公立小松大学組織及び運営に関する基本規則第９条第２項の規定に基づき、公立小松大学フィジカル・ウェルビーイング研究センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　センターは、公立小松大学の有する人的知的資源を活用して、国内外のフィジカル・ウェルビーイングに関する研究拠点を形成することを目的とする。

（業務）

第３条　センターは、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

(1) フィジカル・ウェルビーイング研究に関する事業の計画及び立案に関すること

(2) フィジカル・ウェルビーイングの調査・研究に関すること

(3) 関係する学際研究分野との連携に関すること

(4) フィジカル・ウェルビーイング研究の情報発信と研究成果の発信及び公開に関すること

(5) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること

（組織）

第４条　センターに、次に掲げる教職員を置く。

(1) センター長

(2) 学長が指名する教職員

(3) 客員研究員

２　前項第 3 号の採用、資格、責務等については別途定める。

（センター長）

第５条　センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

２　センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

（公立小松大学研究・社会連携委員会）

第６条　センターの運営に関する基本的事項の審議は、公立小松大学研究・社会連携委員会（以下「委員会」という。）がこれを行う。

２　委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和８年 10 月１日から施行する。